

令和3年度 門真市男女共同参画審議会 議事録

開催日時	令和3年7月16日(金) 午後3時～午後4時35分
会場	門真市役所 本館2階 大会議室
出席者	<p>【会長】 山本 会長</p> <p>【委員】 中道 委員 木下 委員 内村 委員 白土 委員 前川 委員 畑 委員 萬田 委員 岩佐 委員 酒井 委員</p>
欠席者	<p>【副会長】 西岡 副会長</p> <p>【委員】 川西 委員 福田 委員 品川 委員 宮本 委員</p>
事務局	<p>水野 市民文化部長 山 市民文化部次長 黒木 人権市民相談課長 清水 人権市民相談課長補佐 小林 人権市民相談課主任</p>
議題	<p>1 宮本市長 挨拶</p> <p>2 山本会長 挨拶</p> <p>3 「第3次かどま男女共同参画プラン」についての諮問</p> <p>4 会議の公開・非公開について</p> <p>5 「第2次かどま男女共同参画プラン」推進状況等について</p> <p>6 「第3次かどま男女共同参画プラン」の策定について</p> <p>7 その他</p>
資料	<p>1 門真市男女共同参画審議会の会議公開要領</p> <p>2 令和2年度第2次かどま男女共同参画プラン 推進状況等調査シート</p> <p>3 第2次かどま男女共同参画プラン（H24年度-R3年度）の概要</p> <p>4 市民意識調査等抜粋資料</p> <p>5 第3次かどま男女共同参画プラン策定に伴う、各会議の役割とスケジュールについて</p> <p>6 門真市男女共同参画推進条例</p> <p>7 門真市男女共同参画推進条例施行規則</p>

事務局

定刻となりましたので、ただいまより門真市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、市民文化部人権市民相談課長の黒木と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、本日の会議につきまして、簡単に流れをご説明させていただきます。

はじめに、第2次かどま男女共同参画プランが策定から10年経過いたしましたことから、社会構造の変化や新たな課題に対応した第3次男女共同参画プランを策定するにあたりまして、本審議会に対して、宮本市長より諮問を行います。

続きまして、昨年に引き続き、令和2年度の第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等に対するご意見を委員の皆様方からいただき、そののちに、第3次男女共同参画プラン策定に係るスケジュール等のご説明をさせていただこうと考えております。

以上、よろしくお願いいいたします。

それでは、審議会の開催にあたりまして、宮本市長よりご挨拶を申し上げます。

宮本市長、お願いいいたします。

宮本市長

皆さんこんにちは。門真市の宮本でございます。令和3年度門真市男女共同参画審議会開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今般、委員を引き受けていただきまして誠にありがとうございます。

コロナ禍におきまして、様々なご不便等ある中、お繰り合わせいただきまして門真市の重要な課題でもあります男女共同参画に対しまして、皆さんの貴重なご意見をしっかり賜って参りたいと考えておる所存です。

本市では、平成24年3月に第2次かどま男女共同参画プランが策定いたしまして、「いきいきと男女がともに輝く男女共同参画都市」を目指して進めておるところです。

平成27年10月には、女性の相談をワンストップで受けさせていただく門真市女性サポートステーションWESSを開設いたしました。

また、令和元年度には、門真市で大阪府の方の研修事業をした際に、他の若手職員の方から、門真でやったらどうかと提案された施策「かどママ就活サポート事業」も実施しました。

これは、ひとり親家庭が多い門真で、お母さんがもう一度働く場所を応援できる施策を打ってはどうかということで提案をいただき、スタートさせたものです。

また、女性の就労を広げるための環境整備事業として、門真市女性雇用環境整備事業も実施しております。これはものづくりネットワーク企業を含めて様々な工場、色々な職業や仕事場がありますが、いかんせんやはり男性職場ということで、トイレの問題等があります。やはり、女性の就労が広がっていくためにはそれを受けられる環境作りが重要だろうということから、国の交付金を受けさせていただき、本事業を進めさせていただきました。

まずは、本市では男女共同参画という課題の中で、女性の就労の機会をしっかりと広げていくと同時に、少しでも経済的な基盤を作っていただくことを重点施策として進めさせていただいているところですが、その他にも、男女共同参画に関わる様々な課題が、テレビ報道等、色々なところで出てきておりますので、ぜひ本審議会の中で、色々な問題意識、色々な課題をどのように変えて作っていくべきかというところをしっかりと議論いただき、門真において更に男女共同参画を進めていけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

事務局

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきにあたりまして、当審議会委員の交代についてご報告させていただきます。門真市人権協会会長の交代に伴いまして、吉兼委員から白土委員に、門真地区人権擁護委員の代表といたしまして、白土委員から新たに畑委員に加わっていただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは改めまして、皆様のご紹介をさせていただきます。

当審議会会長で、追手門学院大学地域創造学部教授の山本博史委員でございます。

弁護士の中道秀樹委員でございます。

大阪大谷大学文学部日本語日本文学科教授、木下みゆき委員でございます。

門真市母子寡婦福祉会副会長の内村妙子委員でございます。

門真市人権協会会長の白土清治委員でございます。

パナソニック株式会社ABWs (A Better Workstyle) 編集局局長の前川督之委員でございます。

門真地区人権擁護委員の畑智恵子委員でございます。

一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団嘱託職員兼NPO法人PeerDo理事の萬田久美子委員でございます。

門真市男女平等教育推進委員会会長で門真みらい小学校長の岩佐美奈子委員でございます。

市民代表の酒井幸子委員でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

市民文化部長の水野でございます。

市民文化部次長の山でございます。

人権市民相談課、課長補佐の清水でございます。

人権市民相談課、主任の小林でございます。

続きまして、当審議会、山本会長よりご挨拶を賜りたいと思います。

会長よろしく願いいたします。

山本会長

今年度第1回審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、長年、門真の審議会に関わってきており、男女共同参画という観点から、門真市には、きらきらと光るような街になってほしいという思いがあります。

委員の皆様方には、こうすればもっと良くなるのではないかという建設的な意見をいただきたいと思っています。

事務局

ありがとうございました。

本日の審議会につきましては、15名中10名のご出席をいただいております。

出席者が過半数に達しておりますので、門真市男女共同参画推進条例施行規則第13条第2項の規定に基づきまして当審議会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、本日の資料について確認をお願いいたします。

- ①本日の次第
- ②審議会委員名簿
- ③審議会座席表
- ④資料1 門真市男女共同参画審議会の会議公開要領
- ⑤資料2 令和2年度第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート
- ⑥資料3 第2次かどま男女共同参画プラン（H24年度—R3年度）の概要
- ⑦資料4 市民意識調査等抜粋資料
- ⑧資料5 第3次かどま男女共同参画プラン策定スケジュール
- ⑨資料6 門真市男女共同参画推進条例
- ⑩資料7 同条例施行規則

以上となっております。不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、ただいまより、市長の方から諮問をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

宮本市長

門真市男女共同参画審議会 会長 山本博史様

「第3次かどま男女共同参画プラン」について

第3次かどま男女共同参画プランを策定するために必要な事項について、貴審議会の意見を求めるものです。

令和3年7月16日 門真市長 宮本一孝

よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。市長はこれより、公務の都合により退席となります。

市長、ありがとうございました。

それでは、案件に移らせていただきます前に、お席に置いているマイクの使い方についてご説明をさせていただきます。

議事録作成の関係上、発言される前には必ずマイクの電源を入れていただきますようお願いいたします。ボタンを押していただきますとオレンジ色に光り、オンの状態になりますので、光っていることをご確認したうえで、ご発言をお願いいたします。

議事進行につきましては、門真市男女共同参画推進条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、会長が議長となります。

山本会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、会議次第に従って進めてまいりたいと思います。

議事4、会議の公開・非公開について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは私、清水より、会議の公開・非公開についてご説明させていただきます。

本市では、「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開、非公開を委員会の長が会議に諮り決定することとなっております。

本会議につきましては、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、過程の透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えておりますことから、原則の考え方とおおり公開を考えております。

会議の開始から現時点までは非公開としていますが、この場において、これ以降の会議の公開についてご審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

議長

ただいま事務局より会議の公開についてご提案がありましたが、いかがでしょうか。

私といたしましては、情報公開の観点から原則公開とし、個人情報等についての審議を行う際など、必要に応じて非公開でと考えるかもしれませんがいかがでしょうか。

委員

(異議なし)

議長

ありがとうございます。それでは、ご賛同いただいたものとし、本審議会は原則公開とし、必要がある場合のみ非公開といたします。

では、公開についての手続、方法等について事務局からご説明をお願いします。

事務局

では、公開要領についてご説明いたします。

資料1、門真市男女共同参画審議会公開要領をご覧ください。

会議の公開方法についてですが、本日先着10名が傍聴していただけます。

会議の途中に何らかの理由により会議を非公開とする必要性が生じた際には、会長より理由を説明していただいた上で退席を求めることとなっております。

「門真市男女共同参画審議会傍聴要領」は傍聴の際の注意点等として配付させていただきます。

なお、本日の会議については、あらかじめ会議の公開が決定された場合のみという条件を付しまして事前にホームページ及び市情報コーナーで傍聴者の募集を行っております。

議長

ありがとうございます。それでは、会議を公開と決定いたしましたので、本日傍聴に来られている方がおられましたら、入室をしていただいでください。

事務局

傍聴者は0人でございます。

議長

わかりました。それでは、引き続き、次第に従い進めてまいりたいと思います。

議事5、第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等について、に移らせていただきます。

事前に分担して、皆さんからご意見をいただきましたが、まずは事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

はい、ご説明させていただきます。

本市におきましては、第2次かどま男女共同参画プランの取り組みを促進させ、広く市民の皆様にも周知するため、門真市男女共同参画推進条例に基づき、毎年1回、施策の実施状況等の公表を行っております。

この公表に当たりまして、プランの計画期間満了である令和4年度までの間、毎年度、本市が作成する「第2次かどま男女共同参画プラン」推進状況等調査シートへ、各種施策の推進に生かすため、本審議会のご意見をいただくこととなっております。

本日の審議会では、早速にて恐縮でございますが、お手元の資料2、令和2年度かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シートへのご意見を各委員からいただきたく存じます。

なお、審議を円滑に進行していただくため、あらかじめ各委員に調査シートを配布し、項目ごとに担当委員を決め、頂戴いたしました意見を付させていただきます。

ご参考にしていただきながら、改めて調査シート全体について、各委員のご意見を賜りたく考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、今年度より、審議会意見につきましては項目ごと施策ごとのどちらでもいただくことができるよう変更しておりますことをご報告いたします。

議長

ありがとうございます。では、調査シートにつきまして、ご意見をいただきたいのですが、分量が非常に多いので分けていきたいと思います。

まずは、基本目標①の事業番号20番までにつきまして、何かご意見はございますか。

1～18番は私が意見させていただきました。

他の項目も同じだと思うのですが、コロナ禍ということで、思っていたことがなかなか十分にできなかったということがあろうかと思います。

例えば、「オンラインをうまく活用してやったらどうだ」ともっと書いてもよかったかと思うのですが、そうすると、ネット環境があるのかどうかも問題ですし、実際に関わる教員や職員の負担も通常以上になるだろうということで、少し抑えた形で書かせていただいています。

～ 各委員による推進状況等調査シート確認作業 ～

ざっと見ていただいて、特にご意見がなさそうな感じですね。

また後でお気づきの点がありましたらお伝えください。

次の21～46番につきまして、何かご意見はございますか。

木下委員

先ほどから、資料4、市民意識調査等抜粋資料を見させていただいています。

DV関係のことを「どこにも相談しなかった」と回答された方への質問で、一番多かった理由が「相談しても無駄だと思った」となっていて、前回調査のときも同様でした。

大阪府の回答に比べても非常にこれが高いです。相談してもらえるようになるには、どういう呼びかけが必要なのか、シートの30～34番あたりを拝見しながら考えています。

もし事務局の方で、課題や問題意識として持っていることがございましたらお願いします。

事務局

はい、木下委員からのご質問について、どういう風にお答したらよいか考えていたのですが、一つの事例をあげますと、就労の相談で、とあるお母さんがWESSに来られ、その時にいろいろお話をしていくうちに、「お母さん、それはDVですよ」というケースがありました。

アンケートにもありましたように、「私が我慢すればいいと思っていました」のお答えに「それはちがいますよ。」などの会話もありまして、なかなか本当に困っている方に私たちの周知が届いていないのかなと思ったところもありましたので、継続的に啓発活動をしていくことが大切と感じております。

木下委員

ありがとうございます。WESSは就労相談もあり、ひとつの機能だけでなくワンストップで相談できますし、役割を果たしていると思います。

議長

他にご意見はございますか。

白土委員

私は人権協会の人権相談員をやっています。昨年コロナ禍で色々ありましたが、DVに関わる相談が約100件ありました。

今年は男性も相談に来られています。

DV被害者イコール女性ということではないです。

配偶者による暴力ということです。

私は週に3日間相談を受けていますが、初めて相談に来られたという方がやはり多いです。

親族やご近所等では話ができず、何かあるのではないかと周りが感じて、それを尋ねる人間関係がない。

そんな中ひとりで来られ、ひとりで抱えて何年も悩んでおられる。小さなお子さんの

いるお母さんや若い女性からは、どこに相談したらいいかわからないとよく 言
われます。

昨年度の人権相談は458件で、だんだん増えてきています。色々な相談がありますが、やはりWESSや人権相談にしても、身近な民生委員さんにしても、相談の場がもっともっと必要じゃないかと思います。

議長

ありがとうございます。白土委員の言われたことはすごく大事だと思います。

相談先ができるだけたくさんあって、関係機関ともきちんと繋がっていればもっと良くなると思います。そんな方向に向かっていけばいいと思います。

畑委員

私は民生委員もさせていただいております。

いくらか相談にのっていますが、相談側からすると、なかなか敷居が高いみたいです。

周知用として相談ダイヤルのカードも、各公共施設、特に女性トイレにも置かせていただいておりますが、手に取っていただけていないのが現状です。

100枚ずつ入れて置いていますが、ほぼそのまま残っています。

私の方では、今はコロナ禍のためできていませんが、班長会議など色々あります。

「誰に言えばいいかわからない」という声が多い中、特に若い方は「何処に言えばいいかわからない」「よう言えない」「WESSって何、何処にあるの」という方がほとんどです。

そういう方を拾い上げるのは難しいというのが現状です。

でも、地道ですが「何かあれば言ってね」と声をかけています。

私たちは専門的なことはわかりませんが、「どこかに繋ぐことはできますから、言ってね。」とずっと言い続けています。

議長

ありがとうございます。他にございますか。

中道委員

昨年、コロナでDVや子供の虐待が増えたといわれている中で、相談者が我々弁護士
の所に来たときにはもう手遅れで、シェルターに行くしかない重いケースが多いです。

もう少し手前の段階で誰かがこれを察知してくれていたらというものがほとんどで
した。

WE S Sという貴重な窓口ができてすごく期待しているところです。

相談件数も上がってきているし、実効性も上がっているのかなと思いつつ、一方で、
木下委員が先ほど指摘していた「どこにも相談しなかった理由」が意外でした。

なぜこうなってしまったのか、せつかくあるのに残念だなというのが率直な意見です。

私はDVの専門ではありませんが、「自分が耐えればいい」というのは、もうそれ自体
がDVになっている最悪の状態なので、その一歩手前で何か気付いてあげられる所を
設けるのが大事です。

相談ベースで来られた人でも、そういう気配や懸念があったら、こちらから尋ねて
あげるくらいでも良いのかと。もちろん、もう一歩手前の啓発、敷居を低くするような
方法も何か具体的にあればいいかなと思います。

議長

ご意見ありがとうございます。

相談に行くこと自体、なかなかハードルが高いのだろうと思います。

気軽な会話の中から「それはDVではないのか」というようにうまく拾い上げていけ
ると一番いいのですが、なかなか「相談」となると行きにくいのだと思います。

学校でも同じです。どこの大学もそうです。学生相談室という所がありますが、学生
も行きたくないようです。

日常的な会話やお茶を飲みながら話をする中でDVじゃないかと気付かせてあげたり、
そこから何か相談へ繋げたりするような仕組みができたらいいのではないかと思います。

岩佐委員

母子家庭で、経済的・時間的にも追い詰められてお母さんが倒れてしまう事案もあり

ます。DVや虐待に繋がる例も多数あります。

相談というのは、面と向かってお話をする面談が、表情も見えるし一番良いとは思いますが、最近の流れとしては、ラインや、オンラインを使った相談など、仕事をやりながらでも気軽にスマホでできる方法もあります。

今後、門真市としても検討していただけたらなと考えております。

議長

はい、ありがとうございます。

酒井委員

SNSについて、私もそう思います。相談する場所も設け、人や受け皿もきちんとしているのに、悩みを抱えている人がどこに言えばいいかわからないっていうのは、やっぱり、今の若い人たちの情報の探し方が、私たちとはちょっと違うからではないでしょうか。

私の子供も、情報を探すときはまずスマホを持ってネットで検索しています。

子供たちの情報の入手方法っていうのがSNS、しかも、ちょっと年齢が高い人が使うようなSNSでなく、本当に短く1分以内でぱっとメッセージが伝えられるようなもので情報交換をしているような感じです。

今回の調査シートを見ましたら、若い人へ私たちのメッセージが届いていないような感じがします。

ホームページや広報、その他いろんなところで私たちは取り組んでいますが、もうちょっと視点を変えて、困っている若い人たちが見るようなところに情報を提供してあげればいいのかも感じました。

畑委員

高齢者の方も、ワクチン接種の予約をするので、ラインを使えるようになってきていますね。

若い人はもちろん使えますので、いつでもどこでも相談できるような窓口を作るのは

すごくいいと思います。

議長

今ふと思いつきましたが、QRコードもいいかもしれませんね。
若い人はQRコードを載せておけばそこからすぐに入っていきますから。

事務局

委員の皆様から貴重なご意見をいただきましたので、持ち帰って、どういうことが出来るのか検討・検証を進めてまいりたいと思います。

モラハラやDVというのは、実際に受けてもそれがモラハラやDVだということを分かっていない、気付いていない方がたくさんいらっしゃるが一番の問題なのかなと思います。

相談に来られた際にはかなり重いケースになってしまっていて、もう逃げまじょうという話に繋げるしかない。

そうならないためにも、今の状態がモラハラなのかDVなのかをご自身でわかってもらえるような周知啓発をして、悩んだら相談してもらって、そこまでに至らない防御方法を見つけていける仕組みを作れたらと考えています。

お時間はかかるかもしれませんが、そのように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

萬田委員

今、どこに向けて啓発するのが一番効果的なのかという話が出たと思いますが、長いスパンで考えると、やっぱり私は学校教育の場で児童、生徒、学生たちに向けて、きちんと話をすることだと思います。

こういうものが暴力で、相談窓口にはこういうものがあるよと話をすると、意識の底上げになるんです。

私も色々な中学校や高校、大学に行かせていただくのですが、相談できる所がわかって本当に良かったという反応もあるし、自分の家で起こっているものがDVだと

分かり、その家族に向けて話をさせてもらったということもありました。

どこに向けて啓発するのが効果的かを考えると、学校というのは本当にそういう意味ではみんなが聞いてくれる場ですし、ローラー作戦みたいな感じで、どこの学校でも1回はやっている、そんなやり方をぜひ考えていただければと思います。

岩佐委員

今のご意見についてですが、門真市の子育て支援課では昨年度から小学3年生と保護者を対象に、CAPに取り組んでいます。

コロナで講師が呼べず昨年度は中止、今年度も見合わせとなっていますが、学校教育としては非常に大切なことだと思います。

(※CAPは、Child Assault Preventionの頭文字をとった「子どもへの暴力防止」という意味。子どもたちの人権意識を育てることによって「心を傷つける暴力」「体を傷つける暴力」「性的な暴力」から身を守る方法を教えるプログラムのことを指します。)

議長

色々と貴重な意見が出ましたので、また事務局の方で検討していただきたいと思います。

では、基本目標②に移ります。事業番号47～72番です。

木下委員

今回、意見を担当させていただいた事業の中で、すごく有効なサイト2つをじっくり見て、記入させていただきました。

まず、事業番号56の「人材バンク」のところです。

ボランティアや市民講師の方の発掘というようなことですが、この協働によるまちづくり人材バンクというウェブサイトがすごくわかりやすかったです。

このサイトの周知が徹底されれば、何かやってみたいという希望者が登録をして、そういう形の活動の場とのマッチングが期待できるのではと思いました。

次に、59番の「すくすくひよこナビ」ですが、初めて見せていただきました。

子育て関連情報がすごく有効なのと、どのフェーズから探すかというメニューがあったり、ある方の子育て日記があったり、素晴らしいです。

この2つのサイトをもっと推す事が有効活用といいますか、本当に素晴らしいのでもっと広めていただければと思いました。

議長

ありがとうございます。他にご意見ございますか。

(意見なし)

それでは、次の基本目標③、事業番号73～93番について何かご意見ございますか。

前川委員

73～80番を担当しました。先程話に出ていた、相談窓口がなかなか若い人を含めて行き通っていないという事と同じなのですが、色々と良い取り組みをやっていても、伝わっていないもったいないと思います。

相談だけではなくて、男女が一緒に働こうとすると女性にはこういう働き方があるんだよというロールモデルで良いものがあるのに、伝わっていない。

そう考えると、気付くためには、まず知る事が大事だと思います。

知るためのチャンネルといいますか、たとえば先程のSNSもそうですが、年代に応じたものがあれば情報が入ってきて、自分と比較して、こういうものもあるんだと知ることができます。

ラインもそうですし、ITの活用みたいなものができればいいと思います。

あともう1点、これほどこまであるかわかりませんが、昇進や管理職への登用で男性が優遇されているみたいな話があって、うちの会社でもよくあるなと思って、最近取り組んでいます。

取り組む上で、いくつか視点があります。女性が諦めているという場合もあります。

ロールモデルというか、こういうふうになればできるんだと知ることが大事で、それ

を見せたり考えたりする機会を作るのもひとつなので、やっているのですが、それよりも根深いと思うのは、男性側に対してなんです。

最近の言葉でいえばアンコンシャス・バイアス「無意識の思い込み」というものがあると思います。

例えば、小さなお子さんがいる女性には、長期の出張は負担だろうと思って男性の方に頼んでしまう。

単身赴任は女性に絶対させてはいけない等、無意識の思い込みで選別してしまう。

女性に聞けば、大丈夫ですよと返答があるかもしれないのに、良かれと思って選別してしまう。

女性にとっては、自分のチャンスが奪われていることが結構あります。

単純に女性へ聞けばいいものを、そもそも聞かないということが問題になっていると思います。

これを施策にどう落とせばよいかわかりませんが、男性の無意識の思い込みに気付けるようなチャンスがあればいいなとすごく思いました。

議長

ありがとうございます。他にご意見ございますか。

萬田委員

大阪府の「男女いきいき・元気宣言」登録事業者というものがあって、今はおそらく500事業者以上認定されていると思いますが、数年前にそこで働く女性社員、管理職経営者、産業カウンセラーの3種類の方に「なぜ女性はいきいき活躍できていないと思うか」というアンケートをしたことがあります。

選択問題だったのですが、一番多かった回答が3者とも同じで「女性をどう活躍させていいかわからない」でした。

非常に象徴的だったと思います。

管理職経営者も、女性活躍が組織の発展に欠かせないことにある程度気付いているものの、どうやったらいいかわからない。男性は貴重な人材として育ててきたのに、女性

の場合、労働力、組織の戦力としてきちんと向き合っ
てこなかった。ほとんど根付いていないのだと改めて痛感したことを、いま思い出しました。

酒井委員

女性の活躍の仕方がわからない、男性のアンコンシャス・バイアスがあるということですが、上の方の「選ぶ側の人」に女性が増えればいいのかと思います。

男性が上にいて、上司イコール男性で、男性が選ぶという図式ができているから、女性をどう活躍させればいいのかわからないとなりますが、上の方、上司に男性も女性も両方いれば、男性女性で情報を交換していい考えを模索していけば解決できるのではないかと思います。男性も女性もありきで全体が回ればいいのかと感じました。

議長

では、最後の基本目標④に入る前に、10分間の休憩を挟みます。

(10分間休憩)

議長

それでは改めまして、基本目標④について何かご意見がございましたらお願いします。

～ 各委員による推進状況等調査シート確認作業 ～

(意見なし)

そうしましたら、シート全体を通して言い忘れていたことがもしありましたら、またお知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

はい。特に内容につきましては、色々な貴重な意見が出たと思います。

また事務局の方で検討していただいて、第3次のときにそれが少しずつでも実現できればいいなと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、この案件につきましては以上となります。

続きまして、議事の6、第3次かどま男女共同参画プランの策定について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい、議事6、第3次かどま男女共同参画プラン策定について、ご説明申し上げます。

こちらにつきましては「第2次かどま男女共同参画プラン」の概要についてからご説明をさせていただき、次いで「令和元年度門真市男女共同参画に関するアンケート調査」結果について、最後に、今後のスケジュールについて、順番にご説明させていただきます。

資料3「第2次かどま男女共同参画プラン(H24度-R3度)の概要」をご覧ください。

すでに委員の皆様はご存知のことと思いますが、今回初めて委員に就任された方もおられますので、改めて簡単にご説明いたします。

本市がめざしている男女共同参画社会は、「人が性別により差別されることなく、個人として尊重され、また、男女が互いに認め合いながら、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮でき、いきいきと人が輝く活力ある社会」です。

平成14年に第1次となる「かどま男女共同参画プラン」を策定し、その10年後である平成24年に現行のプランである、この「第2次かどま男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本計画は、男女共同参画社会実現に関する基本目標や施策の基本方針及び方向性などを体系的に明らかにし、本市がめざすべき方向を示したものです。

お手元の第2次男女共同参画プランの冊子の、目次を見ていただいた方がわかりやすいかもしれませんが、現行の第2次プランでは、第1章で「計画の基本的な考え方」、第2章で「施策の基本的方向」、第3章で「計画の推進」という3章だてにて構成

されています。

特に、第2章では4つの基本目標を掲げています。

それまでの現状と課題を踏まえた施策の基本的な方向を示し、主なものには目標指標も設定しています。

第2次のプランは、平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間と位置づけ、この間さまざまな施策を展開してきたところでございますが、昨年度の本審議会にてご承認いただきましたように、今年度は男女共同参画社会を推進するうえで重要な計画となる「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」を策定することから、第2次プランの計画期間を1年間延長させていただき、令和4年度を最終年度としたところです。

それに伴い、委員の皆さんにご意見いただく第3次プランは、令和5年度を初年度とした計画となる予定です。策定は、令和4年度末となる令和5年3月を予定しています。

続きまして、令和元年度門真市男女共同参画に関するアンケート調査結果について、ご説明いたします。

本市では、第3次プラン策定に向けて、本市がめざす男女共同参画社会を実現していくためには、これまで男女共同参画の課題についてどのような取り組みを行ってきたのか、何が達成できて何が未達成のままなのか、また、女性活躍法やDV防止法といった関係法案の改正や、社会情勢の変化によって男女共同参画の課題の捉え方が変化してきたものはあるのか等、しっかり振り返りを行い、確認する作業が必要と考え、昨年の10月に、人権問題に関する市民意識調査を行いました。

この調査は、人権教育・人権啓発推進基本計画と、第2次かどま男女共同参画プラン、両方の計画を改定するための基礎資料とするため実施したもので、対象は、無作為に抽出した市在住・20歳以上の市民1400人と、公正採用選考人権啓発推進員を配属している事業者など市内事業所100社です。

回答は市民から484通（34.6%）、事業所からは55通（55.0%）いただきました。

なお、調査結果報告書は、約500ページと膨大になりますことから、本日は、調査結果の抜粋などをして、資料をご用意しました。

資料4、市民意識調査等抜粋資料をご覧ください。

こちらの資料4は、アンケート調査の結果報告書等から男女共同参画に係る部分の主要な点を抜粋するなどして、作成したものです。

なお、男女共同参画に関する調査結果報告書のデータにつきましては、昨年委員の皆様にもメール等でお送りさせていただいているところですが、門真市ホームページ内でも公開しておりますので、よろしければ、またそちらもご参考ください。

それでは 資料4の1ページ目、問38をご覧ください。

「『男は仕事、女は家庭』という考え方について、あなたはどのように思いますか。」という性別役割分担意識を問うものです。

平成23年度調査では「そのとおりだと思う」が8.9%、「どちらかといえばそう思う」が35.0%、合わせて43.9%であったのに対し、令和2年度調査では、合わせて30.6%に減少しております。「考え方への意識の変化」が読み取れる結果となっています。

次に、女性の参画状況につきまして、資料の2ページから3ページをご覧ください。地方自治法第180条の5に基づく各種機関、例えば、本市教育委員会や 選挙管理委員会等における女性の登用状況につきましては、平成23年4月、総数33人に対して女性委員が2人、女性比率としては6.1%であったのに対し、令和2年4月では総数27人に対して女性委員が5人となり、女性比率は18.5%に増加しました。また、地方自治法第202条の3に基づく各種機関、例えば、門真市有功者審査委員会や個人情報保護審査会等における女性の登用状況につきましては、平成23年4月は総数241人に対して女性委員が53人、女性比率としては22.0%であったのに対し、令和2年4月では、総数389人に対して女性委員が112人となり、女性比率は28.8%に増加しました。このように、各機関における女性の参画状況が高くなっていることがわかります。

次に、資料の4ページから5ページ、問45「現在、仕事をしているすべての方におたずねします。あなたの今の職場では、性別によって差があると思いますか。」という設問をご覧ください。職場の男女格差に関する設問です。

「男性の方が優遇されている」の割合、グラフでいう左側水玉柄の部分です。

その割合が特に多いのは「④昇進・昇格」と「⑤管理職への登用」で、それぞれ24.6%と29.5%となっています。

こちらを平成23年度調査と比較しますと、資料2ページ上段「④昇進・昇格」では、平成23年度は35.9%でした。下段「⑤管理職への登用」では、平成23年度は37.2%でした。

④と⑤どちらの項目も共に割合が下がり、一方で「平等である」の割合が増加していることがわかります。

次に、仕事と家庭生活の状況につきまして、資料の6ページ、問46をご覧ください。

「現在、仕事をしている全ての方におたずねします。あなたの生活の中での『仕事』『家庭生活』『地域・個人生活』の優先度についてお答えください。」という設問で、男女共同参画でいう「ワーク・ライフ・バランス」に関連する設問となっております。

平成23年度調査では、グラフでいう左側水玉柄部分「仕事を優先したい」が12.2%、左から4つ目「仕事と家庭生活をともに優先したい」が40.9%だったのに対し、令和2年度では「仕事を優先したい」が10.1%に減り、「仕事と家庭生活をともに優先したい」が34.3%に減少しました。

一方で、左から2つ目「家庭生活を優先したい」が16.6%から22.4%に増加しています。

このことから、「家庭」へ目を向ける人が増加している状況が読み取れます。

次に、配偶者からの暴力をめぐる状況につきましては、資料の7ページ、問54-2をご覧ください。

グラフの下の方、「どこにも相談しなかった」の部分をご覧ください。

平成23年度調査では34.0%であったのに対し、令和2年度では38.5%に増えています。相談しなかった理由は、次の8ページ、問54-3をご覧ください。

グラフの上から3つ目、「相談しても無駄だと思った」が52.9%であったのに対し、令和2年度は50.0%、その2つ下、「自分さえ我慢したら、なんとかこのままやって

いけると思った」が、52.9%であったのに対し、令和2年度は35.0%に減ったものの、引き続き、「相談しても無駄」と「自分さえ我慢したらいい」という考えが根強く残っている状況なのを読み取れます。

続きまして、第3次プラン策定に向けてのスケジュールについて、ご説明いたします。

本市がめざす男女共同参画社会を実現していくためには、これまで男女共同参画の課題についてどのような取り組みを行ってきたのか、何が達成できて何が未達成のままなのか、また、女性活躍推進法やDV防止法といった関係法案の改正や、社会情勢の変化によって男女共同参画の課題の捉え方が変化してきたものはあるのか等、しっかり振り返りを行い、確認する作業が必要であると認識しております。

こうした作業につきましては、第2次かどま男女共同参画プラン策定時は、審議会の作業部会で行っていましたが、今回は本市の男女共同参画社会の実現への施策を総合的に企画調整し、推進することを目的とした門真市男女共同参画社会推進本部において、実務的事項の協議を行う幹事会に下部組織としてワーキンググループを置き、実際に施策を担当する職員が振り返りを行うことで、現行計画の課題を明確化させ、目標設定、施策内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

具体的な手法につきましては、事務局が作成する過去10年間の「男女共同参画推進状況等調査シート」を取りまとめたものを用い、達成状況等を確認・評価し、新たな課題を抽出してまいりたいと考えております。

なお、男女共同参画推進状況等調査シートとは、ご存じとは思いますが、議事5にてご意見をいただきましたもので、プランで示されている市の取り組みに対応する事業ごとに、目標・実施状況・次年度の目標を記載しているものです。

約120項目の進捗状況について、毎年各事業の担当課に照会し、本審議会から意見をいただいた後、各課にフィードバックをしております。

それでは、ワーキンググループの設置を含んだ今年度のスケジュールについてご説明いたします。

資料5の2ページ目一番上の表をご覧ください。

本日の審議会の後、9月頃に第1回ワーキンググループ会議を開催します。

資料にはワーキンググループを3回実施する予定としておりますが、必要に応じて適宜開催するものとしております。

続いて3ページ目上の表、令和4年度になりまして、5月上旬から4回の審議회를開催する予定としております。

協議をお願いする内容としましては、3ページ目下から2つ目の表、5月の審議会では、今年度ワーキンググループ等で検討した第2次プランの振り返り内容や第3次プランに向けての課題について報告させていただきます。

8月の審議会では、前回の5月にいただいたご意見等を参考にワーキンググループ等で検討した内容を報告するとともに、第3次プランの素案についてご意見を伺う予定としております。

10月の審議会では、前回8月の素案からさらに検討を深めた素案をご報告させていただき、その後市民の皆様からご意見をいただくパブリックコメントを実施に向けた計画素案の検討をお願いします。

令和5年1月の審議会では、パブリックコメントの結果を含めて第3次プランの最終案のご検討をお願いします、本市市長への答申を提出いただく予定としており、それらを経て3月に策定できるように進めて参ります。以上でございます。

議長

ありがとうございます。随分たくさんの情報が込められていますけれども、今の内容につきまして、何かご質問等はございませんか。

岩佐委員

資料3、第2次プラン概要のところに、主な目標指標が6つ挙げられていますが、もしすぐに数値が分かるのであれば、10年経った現状の数値を教えてくださいませんか。

事務局

申し訳ありません、後ほどお調べしてご報告させていただきます。

議長

具体的な数値はまたご連絡ください。他にありますか。

中道委員

来年度の審議会のスケジュールにつきまして、5月以降に計4回開催する予定かと思えます。

年1回から年4回に増えるということで、予定の調整もありますので、具体的な日時を早めに教えていただければと思います。

事務局

わかりました。4回分の日程を早めにお伝えします。

議長

他にありますか。

(質問等なし)

ご質問等がないようですので、続きまして、議事7「その他」の策定について事務局より説明をお願いします。

事務局

先程ご説明したスケジュールのとおり、本審議会につきましては、次回の開催を来年度に予定しております。

これ以降、計画策定に向けて幹事会、ワーキンググループにおいて、作業を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長

今の内容について、何かご質問等はございませんか。

(質問等なし)

ご質問等がないようですので、これをもちまして審議を終了いたします。
円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

事務局

皆様、大変お疲れ様でした。以上をもちまして、令和3年度門真市男女共同参画審議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。